

政総第1847号
令和 7 年12月15日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について（送付）

令和 7 年12月 5 日付け神議第1710号をもって送付のありました井坂 新哉議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 飯島
内線 3026

答 弁 書

● シュタットベルケの考え方に基づいた再生可能エネルギーの普及と地域課題解決に向けた取り組みについて

○ シュタットベルケの考え方を取り入れた取組の推進及び具体的に進めるための組織と体制の検討について

日本では、ドイツのシュタットベルケに相当するものとして、自治体新電力がありますが、再エネ導入のポテンシャルがあるものの、地域内に電力を供給する小売電気事業者が少ない市町村では、民間事業者に代わり自治体が設立する事例が多く見られます。

一方、都市部に位置する本県では、十分な再生可能エネルギーを確保することが難しく、また、県内を供給エリアとする民間の小売電気事業者が比較的多いなど、自治体新電力を必要とする状況ではありません。

そうした状況の中、本県自らが自治体新電力を設立したり、出資を行うことは、民間の小売電気事業者の経営に影響を及ぼす懸念もあるため考えておらず、取組を具体的に進めるための組織、体制の整備についても検討していません。

● 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定と無秩序なメガソーラーの設置の規制について

○ 土砂災害警戒区域や里地里山保全等地域などを「促進区域に含めない区域」に設定しなかった理由及び今後「促進区域に含めない区域」を拡大することについて

令和3年度の地球温暖化対策推進法の改正等により、市町村が再エネの導入を促進するための区域（以下「促進区域」という。）を設定することを可能とする制度が導入されました。

法改正にあたり、国では環境保全等の観点から、「促進区域に含めない区域」として全国一律の基準を設定するとともに、都道府県においても「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（以下「除外すべき区域」という。）」の基準を設けることができることとされました。

この都道府県基準について、国のマニュアルでは、再エネの導入推進という制度趣旨に鑑み、再エネ事業への過度な抑制・萎縮効果が働かないようにする必要があること、市町村の主体的な再エネ導入を支援する基準とすることなどを求めています。

そこで、県では、こうした制度趣旨や国の考え方等を踏まえて基準を設定することとし、本県の土地利用の基本的な方針である「神奈川県土地利用基本計画」や「神奈川県土地利用調整条例審査指針」等も参考に設定しているため、土砂災害警戒区域や里地里山保全等地域などは、「除外すべき区域」に含めていません。

また、市町村が、地域の実情に応じて、土砂災害警戒区域等を除外して促進区域を設定することは可能であることも踏まえ、県の「除外すべき区域」の基準を拡大することは考えていません。

○ 促進区域の設定に係る市町村への積極的な支援及び区域設定に係る詳細な規定を作ることについて

県では、県内の市が促進区域を設定した際、相談に応じ、適宜助言等を行うとともに、国との調整など実務的な支援を行いました。脱炭素の取組については、日頃から市町村との意見交換等を通じて、各団体が抱えている課題やニーズを把握し、必要な対応を図ってきたところであり、今後とも、市町村の取組をしっかりと支援していきます。

なお、県では、再エネの導入推進という制度趣旨に鑑み、国の考え方等も踏まえて「除外すべき区域」の基準を設定したものであり、現在の基準に加えて、さらに詳細な規定等を作成することは考えていません。

○ ソーラーシェアリングが進まない要因、新たな目標設定及び今後の取組について

ソーラーシェアリングについては、固定価格買取制度の価格低下により、売電による設備投資の回収が難しくなっていることや、太陽光パネルの下では安定的な収穫量を確保できず、国の定める農地の一時転用許可要件を満たせないことが、導入の進んでいない要因であると考えています。

また、こうした中で、設置目標を新たに設定することは考えていません。

なお、今後の取組としては、農業用ハウスの冷暖房に使用するヒートポンプなどに、発電した電気を供給する自家消費型のソーラーシェアリングについては、農業の脱炭素化とあわせて農業経営の改善にもつながる可能性があるため、自家消費型再生可能エネルギー導入費補助により支援していきます。

また、現在、かながわ農業アカデミーにおいて、モデルとなる太陽光発電などの施設の整備を令和9年度の完成を目標として進めており、完成後は、施設の稼働状況をモニタリングしながら、かながわ農業アカデミーでの教育活動や県内農業者への展示に活用し普及を図る予定です。

● 障害福祉に関連した生育歴の作成の取り組みについて

○ 児童相談所の取組について

県が所管する児童相談所では、成人期に障害福祉サービスの利用が必要と見込まれる児童について、児童福祉法に基づき、児童の生育歴や家族歴等を市町村に対して文書で提供しています。また、当該市町村、障害福祉サービス事業者、相談支援事業所等を交えたケース会議を開催し、本人の情報を共有するなど、丁寧に引継ぎを行っています。

○ 特別支援学校等での取組について

特別支援学校等では、これまで行ってきた支援を踏まえ、本人、保護者と一緒に個別の支援計画等を作成し、次の進路先との面談の機会などを活用して引き継いでいます。

○ 放課後等デイサービスでの取組について

放課後等デイサービスなどの事業者は、日頃から保護者や学校をはじめとする様々な関係者と密な連携、情報共有が求められています。特にサービスの終結にあたっては、その支援内容等について障害児相談支援事業者や行政等関係機関・団体に引き継ぐことが必要とされており、事業者は、子どもが通う学校を訪問などし、助言・情報共有を行っています。

○ 制度の創設等について

知的障害者等が切れ目なく適切な支援を受けるために、これまでの生活の状況や受けた支援の内容等の情報が記録され、ライフステージに応じて利用する支援機関等に共有されることは大変重要と考えます。

関係行政機関や支援機関間の情報共有・引継ぎは適宜行われていますが、当事者は、生涯にわたり医療・保健・福祉・教育など様々な機関を利用することが想定されるため、当事者やその保護者が、そうした情報を集約して保有し、支援機関等の利用に応じて提供することが最も効果的だと考えます。

そうした中、市町村において、障害者の「サポートファイル（サポートブック）」等の名称で、そうした情報を整理して記録するためのファイルやノートを保護者等に配布する取組が広がっており、県内でも多くの市町村で実施されています。

こうした取組は、支援が必要な知的障害者等の情報を最もよく把握している市町村が主体となって進めていくべきと考えていますので、県としては、より多くの市町村で取組が進むよう、県が設置している障害者自立支援協議会等の場を活用し、横展開を図っていきます。

また、情報の記録や提供、支援機関等での活用の徹底が図られるためには、国が全国的な制度を創設することも効果的だと考えますので、県の関係部署や市町村等の意見も聴きながら、国への要望についても検討していきます。

● 厚生常任委員会で報告された入所施設やグループホームの待機者などへの対応について

○ 障害福祉サービスの見込み量と実態調査の比較について

基本計画に位置付けている障害福祉サービスの見込み量は、厚生労働省が発出する指針に基づき、3年に一度、各市町村が障害福祉サービスの利用実績や住民ニーズ等を踏まえて算出したサービス必要見込み量を積み上げたものです。

一方、県が実施した「障害者支援施設等の利用を希望する方の実態調査」は、市町村等が把握している障害当事者やその家族の施設利用の希望を集計したものです。将来の施設入所を希望するご家族のニーズも含まれているなど、基本計画とは集計の手法と対象が異なり、直ちに比較できるものではありません。

しかし、施設入所の利用ニーズを詳細に把握することは重要ですので、県では、今回行った実態調査を踏まえ、市町村とともに真に施設入所が必要な方を判断する基準を作成し、より実態に即した調査を継続していきます。

このように、今後も、市町村等と協力して、障害福祉サービスのニーズ把握に取り組んでいきます。

○ 計画の見直しについて

実態調査の結果では、介護者が高齢のため自宅で世話ができないなどの理由から、施設やグループホームの利用を希望する方が、全県で約750名いることが分かりましたが、本人が入所を希望している方は、37名に留まっていました。この調査結果を市町村や施設関係団体と共有し、家族の状況や虐待リスクなど、一人ひとりの実情を踏まえ、市町村とともに、施設入所が必要な方を明らかにしていきます。

「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画は、今年度末に改訂される厚生労働省が発出する「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の内容等を反映するため、令和8年度に見込み量等の見直しを行う予定です。

○ サービス提供体制について

地域生活を支えるグループホームや日中活動の場は着実に増えていますが、障害保健福祉圏域によっては、これらのサービス提供体制に差がありますので、地域の実情を確認しながら、地域生活を支える社会資源の充実について市町村と対応策を検討していきます。

また、県は、国庫補助を活用し、地域生活を支える社会資源充実のための整備に支援を行うとともに、市町村障害者福祉事業推進補助金による障害者地域生活サポート事業や障害者グループホーム運営事業を通して、地域で暮らす重度障害者を支援する事業所等の様々な取組を支えています。

さらに、こうした補助制度が障害者のニーズに応じた効果的な支援策となるようメニューの追加や内容の見直しについても取り組んでいきます。

● 在日米軍と自衛隊の機能強化が県是である「基地の整理、縮小及び返還」を妨げていることについて

米軍と共同で実施する訓練等の目的で、自衛隊や他国の軍隊が米軍基地を使用している現状があります。

しかし、日米地位協定上、米軍基地は、米軍として基地が必要でなくなった際の返還が義務づけられていることから、自衛隊や他国の軍隊の活動により、ただちに基地の整理・縮小・返還の妨げになるとは考えておりません。

本県は、新かながわグランドデザイン基本構想に「基地の整理・縮小・返還」を掲げ、県内米軍基地の返還等に向けて取り組んでおり、米軍の使用状況に応じて、同協定に基づく基地返還が確実になされるよう、引き続き、国に働きかけてまいります。

また、安全保障や防衛は国の専権事項であることから、自衛隊の機能強化等について、国へ申し入れや要望をすることは考えていません。

一方で、万一の事態から県民の命を守るため、県は、国や市町村と連携し、避難施設の確保や情報受伝達体制の強化など、国民保護にしっかりと取り組んでまいります。

● 県職員の退職後の不適切な再就職の防止について

まず、企業等への周知や理解促進を図ることについてです。

県では、職員の再就職に関する公平性、透明性を確保するため、平成18年度から「神奈川県退職者キャリアバンク」を整備・運用してきました。また、平成28年度の改正地方公務員法の施行に伴い、「職員の退職管理に関する条例」を制定するとともに、職員による再就職のあっせんや在職中の求職活動の制限等を定めた「神奈川県職員の退職管理に関する要綱」を制定するなど、職員の再就職等の適正な管理に取り組んでいます。

この制度の運用に当たっては、退職予定の職員に対して制度の概要をまとめたパンフレットを作成し、配付するなど、周知の徹底を図っています。

そのうえで、企業等に対しては、ホームページで制度の周知を図るとともに、特に退職者キャリアバンクを活用して県退職者を採用する意向のある企業等に対しては、地方公務員法や職員の退職管理に関する条例などの規定をご理解いただき、各規制項目の内容に同意いただいたうえで、求人票の提出をお願いしています。

次に、受け入れ企業等に対する規制等を設けることについてです。

退職管理制度は、県退職者の再就職の公平性、透明性を確保するため、県職員による再就職のあっせんや在職中の求職活動などを制限するものであり、経済活動の自由の観点から、企業等に対して実効性のある規制を設けることまでは難しいものと考えています。

企財務第 1250 号
令和 7 年 12 月 15 日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県公営企業管理者企業庁長 浦邊 哲
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和 7 年 12 月 5 日付け神議第 1710 号をもって送付のありました井坂新哉議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
企業局財務部財務課
財務企画グループ 牧田
内線 7035

答 弁 書

- シュタットベルケの考え方に基づいた再生可能エネルギーの普及と地域課題解決に向けた取り組みについて
- 企業庁における再生可能エネルギー導入事業者への更なる出資の促進及びその出資で得られた収益による県内自治体や企業の再生可能エネルギー導入促進支援の検討について

現在、公営企業資金等運用事業会計では、その資金の多くを水道事業会計に長期かつ低利で貸し付け、水道施設の更新等を支える財源の一つとして活用を図っています。

今後も、老朽化した水道施設の更新工事の増加が見込まれる中で、長期貸付けの果たす役割はますます重要になっていくことが想定されることから、現時点では、再生可能エネルギーに関連した他自治体又は民間企業への更なる出資や支援を行う考えはありません。

政総第1847号
令和 7 年12月15日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について（送付）

令和 7 年12月 5 日付け神議第1710号をもって送付のありました北井 宏昭議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

（ 問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 飯島
内線 3026 ）

答 弁 書

● 攻めの県政～今後のヘルスケア・ニューフロンティア政策の展開について

県では、超高齢社会を乗り越えるとともに、新産業の創出、育成を目指す「ヘルスケア・ニューフロンティア」を推進しています。

この取組において、例えば川崎市殿町地区では、平成 28 年に再生・細胞医療の産業化を担うライフイノベーションセンターを設置し、現在 22 の事業者が活動を展開しています。また、同地区全体を俯瞰すると、川崎市が中心となって企業誘致を進めた結果、約 80 機関が立地し、その集積を生かして、慶應義塾大学とのプロジェクトなど、県の取組とも連携して相乗効果を上げています。さらに、湘南地区では湘南アイパークを中心に約 190 の企業等が集積し、最先端ヘルスイノベーション拠点が形成されています。

こうした拠点での活動が雇用の創出や経済波及効果につながり、平成 29 年に川崎市が、殿町地区の経済波及効果を試算したところ、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間で約 305 億円と推計しています。また、県がコーディネート機能を発揮しながら、約 100 億円の国費を獲得しています。

今後はさらに、民間投資を呼び込む仕組みとして、企業版ふるさと納税制度なども活用しながら、再生・細胞医療や未病産業などを本県の基幹産業として創出・育成するとともに、その産業力を地域の健康課題の解決に活用するなど、健康寿命延伸に向けた取組を積極的に進めてまいります。

政総第1847号
令和 7 年12月15日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について（送付）

令和 7 年12月 5 日付け神議第1710号をもって送付のありました谷 和雄議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

（ 問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 飯島
内線 3026 ）

答 弁 書

● 葬祭事業者選定に関する消費者被害防止に向けた取り組みについて

県は、葬儀に関するトラブルの相談について、消費生活相談を通じて、実態を把握するとともに、SNSのほか、毎月の「かながわ消費生活注意・警戒情報」に特集記事を掲載し、葬祭事業者との打合せの際は第三者的な視点で判断できる方を同席させること、見積書でサービス内容を十分に確認すること、葬儀の専門会社で構成される協同組合への相談も有効であること等、具体的な予防策について、市町村や消費者団体等を通じ情報発信していきます。

併せて、トラブルに巻き込まれた場合や、葬祭事業者から提示された金額について不安がある場合には、速やかに消費生活相談窓口へ相談していただくよう、消費者ホットライン「188」の周知も進めていきます。

県では、こうした取組を通じ、葬祭事業者の選定を含めた、葬儀に関する消費者被害の防止に努めてまいります。



神交規発第993号
令和7年12月12日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県警察本部長 今村 剛



質問趣意書について（回答）

令和7年12月5日付け神議第1710号をもって送付のありました柳瀬吉助県議からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先	総務部総務課連絡係
------	-----------

答 弁 書

問 交通渋滞や交通事故を防止するための最適な信号制御に向けた取組状況及び技術の発展も見据えた今後の取組方針について、警察本部長の見解を伺います。

(答)

県警察では、信号機の効果的な運用を図るため、交通量の多い主要幹線道路等を中心に、道路に設置した車両感知器等から得られる交通量等のデータを交通管制センターのコンピューターにより解析し、交通状況に応じた信号制御を行う「集中制御」を実施しております。

このほか、県警察で整備・運用している全ての信号機に関して、交通実態の変化や地域住民からの御意見等を踏まえながら、信号の現示や秒数配分を見直すなど、その制御の在り方について不断に見直しを行っております。

また、新たな取組として、令和7年9月から、環状2号線及び国道246号線の一部区間において、隣接する交差点間の青色信号開始時間のずれを調整し、速度超過している車両が赤色信号で停止しやすく、法定速度を遵守している車両がより円滑に走行可能となるようにすることで、県民の速度抑制に対する意識の向上を図る施策を開始しました。

県警察としては、今後とも、交通実態を把握しながら信号制御の最適化に努めるとともに、御指摘のAI技術を含めた技術開発の動向も注視しつつ、幅広い観点からより良い信号制御の在り方を検討してまいります。